

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金等の支給について

帯広市では、物価高騰の影響が大きい、低所得世帯等に以下の3つの給付金を支給します。

① 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

電力、ガス、食料品等の価格高騰により負担が増加した住民税非課税世帯等を支援するため、給付金を支給します。

- ・支給額 1世帯あたり50,000円
- ・対象世帯 令和4年度住民税非課税世帯
家計急変世帯（令和4年1月以降、収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯）
※世帯全員が課税者に扶養されている世帯を除く
- ・手続き 住民税非課税世帯：11月中旬に確認書送付済み
家計急変世帯：申請が必要

② 高齢者世帯等生活支援給付金

低所得の高齢者世帯や障害者のいる世帯に対し、給付金を支給します。

- ・支給額 1世帯あたり12,000円
- ・対象世帯 住民税非課税で以下のいずれかの要件に該当する世帯
 - (1) 令和4年10月1日までに満65歳以上となる高齢者が属する世帯
 - (2) 障害者手帳の交付を受けている者が属する世帯
- ・手続き 11月中旬に案内を送付済み

③ 暖房代支援給付金

燃料費高騰対策として、75歳以上の高齢者世帯やひとり親世帯等に対し、給付金を支給します。

- ・支給額 1世帯あたり5,000円
- ・対象世帯 次の(1)~(3)のいずれかに該当する世帯のうち一定の所得要件を満たす世帯
 - (1) 世帯全員が令和5年3月31日までに満75歳以上となる高齢者世帯
 - (2) 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者の属する世帯
 - (3) 平成16年4月2日以降に生まれた子を扶養している、ひとり親医療費受給世帯

【所得要件】

世帯全員が令和4年度住民税非課税で世帯全員の令和3年中の課税年金収入額と合計所得金額の合計が1人世帯にあっては80万円以下、2人世帯にあっては160万円以下、以後1人増えるにつき40万円を加算した金額以下となる世帯（生活保護受給世帯除く）

①~③共通

- ・受付期間 11月21日(月)~2月20日(月)
- ・支給開始 12月中旬頃より順次

問い合わせ先

市民福祉部 地域福祉課 (電話 65-4146)

緊急支援金給付窓口 (電話 65-4233)